

SDGs債の近時の動向と実務

西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 上田真嗣

いわゆる SDGs 債とは、「発行体のサステナビリティ戦略における文脈に即し、調達資金が SDGs に貢献する事業に充当される債券や、SDGs の実現に貢献する KPI 設定/SPTs 達成型の性質を持つ債券」といった説明がなされ、現在の国内市場においては、企業における社債や地方公共団体における地方債、財投機関による財投機関債等、幅広い形態での発行が見られる。

このような国内の発行体による日本の公社債の市場における SDGs 債の発行は、2016 年以降、発行額及び発行件数において大幅に拡大する傾向にある。また、SDGs 債の発行類型としても、SDGs 債発行の初期段階から見られたグリーンボンドやソーシャルボンドといった類型だけではなく、サステナビリティボンド、サステナビリティ・リンク・ボンドやトランジションボンドといった類型の発行実績が近年加わることで、様々な環境や社会的課題の解決のために調達した資金が用いられ、また、SDGs の実現に貢献する目標の達成を促進すること等が企図されていると考えられる。

このような背景の中、本報告においては、まず、国内における SDGs 債の近時の発行状況、及びその基本的枠組み（グリーンボンド原則、ソーシャルボンド原則、サステナビリティボンド・ガイドライン、サステナビリティ・リンク・ボンド原則や関連するガイドライン等）について説明を加えた上で、法定の開示書類が提出される、企業における SDGs 債の発行にフォーカスすることを想定している。すなわち、有価証券届出書や発行登録書類といった金融商品取引法上の開示書類が提出される類型の SDGs 債の発行について、その発行プロセスや発行時の開示責任等に関して、SDGs 債特有の議論との関係での整理について検討を加えたいと考えている。

更に、近年における社債市場における SDGs 債の隆盛を踏まえ、SDGs 債での資金調達の可否という観点から、企業の資金調達行動やサステナビリティ戦略等に与える影響についても、可能な限り検討を加えたいと考えている。

以上